

令和8年度金ヶ崎町介護用品支給事業

町では、高齢者を在宅で介護している家族等に対して、介護用品（紙おむつ、尿取りパッド等）の現物支給または購入費助成を行っております。

1. 対象者 住民税非課税世帯に属しており要介護3～5の認定を受けている高齢者を主に介護している家族等（介護者、要介護者ともに町民で、住民税非課税世帯に属していること）
2. 内 容 対象者一人当たり年額 30,000 円を上限とし、介護用品（紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、おしり拭き）を支給（単価は下記のとおり）または購入費を助成します。（支給または購入費助成どちらかしか受けることができません）

●介護用品支給単価

用品名	規格	単位	単価（税別）
紙おむつ（テープタイプ）	S サイズ 34 枚入	袋	2,300 円＋税
〃	M サイズ 30 枚入	袋	2,300 円＋税
〃	L サイズ 26 枚入	袋	2,300 円＋税
紙おむつ（パンツタイプ）	S サイズ 22 枚入	袋	1,110 円＋税
〃	M サイズ 20 枚入	袋	1,110 円＋税
〃	L サイズ 18 枚入	袋	1,110 円＋税
〃	LL サイズ 16 枚入	袋	1,110 円＋税
紙おむつ（フラットタイプ）	24 枚入	袋	880 円＋税
尿取りパッド	30 枚入・男女兼用	袋	510 円＋税
使い捨て手袋	S・M・L 各サイズ 100 枚入	箱	400 円＋税
清拭剤	300ml	本	780 円＋税
おしり拭き	90 枚	袋	340 円＋税

3. 申請方法

（1）介護用品支給

「介護用品支給申請書」を保健福祉センター（金ヶ崎診療所西隣）に提出して下さい。申請書内の「希望する介護用品」の欄は、上記表の用品名及び数量を記入します。

（2）介護用品購入費助成

「介護用品購入費助成認定申請書」を提出して下さい。

4. 介護用品支給または購入費助成までの流れ

（1）介護用品支給

支給対象と認められたときは、「介護用品支給決定通知書」を送付します。その後介護用品の受け渡しを行いますので、通知を受理したら保健福祉センターへ取りに来て下さい。

（2）介護用品購入費助成

購入費助成対象と認められたときは、「介護用品購入費助成決定通知書」を送付します。

当該通知受理後に介護用品（紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、おしり拭き）を購入し、「介護用品購入費助成支給申請書」に明細が記載されている領収書等を添付し、提出して下さい。

支給申請内容を審査後、対象金額を口座振込します。

5. 留意事項

（1）申請書は、保健福祉センターでお渡しします。

（2）年額 30,000 円を上限に、必要な都度申請できます。

（3）介護用品購入費助成を受けようとする場合、「介護用品購入費助成決定通知」を受ける前に購入した介護用品は助成対象となりませんので注意してください。

【お問い合わせ先】

〒029-4503 金ヶ崎町西根鑓水 98 番地 金ヶ崎町保健福祉センター 介護保険係 Tel.44-4560